

研究開発型ベンチャープロジェクトチーム第 8 回会合資料

平成 15 年 3 月 31 日(月)

理化学研究所 研究調整部

梶田太三郎

産業界連携制度について

1. 趣旨

理研の技術シーズについて、産業界と協力することにより、研究成果の技術移転が促進されると判断される課題提案について、理研の研究分担にファンドを支給する制度

2. 相手先企業

規模を問わず

3. 共同研究契約の締結

産業界連携制度課題として選定された課題については、相手先企業と共同研究契約を締結

4. 研究費

原則として、研究分担に必要な経費は、理研と相手先企業がそれぞれ負担
理研の研究分担経費として、1000万円程度の研究費を配分

5. 課題選定数

12課題程度

6. テクニカル・サイエンティスト

理研が分担する研究の実施に際し、相手先企業から研究者・技術者の派遣が必要で、それら研究者・技術者が派遣されることにより、実用化が促進されると判断される場合、当該研究者・技術者をテクニカル・サイエンティストとして受け入れ、これらに係る人件費を別途手当て

7. 選定課題数

年 度	選定課題数	提案課題数
13年度	15課題	26課題
14年度	14課題	36課題
15年度		30課題

サイエンス・カップル制度について

1．趣旨

理研内の研究グループ間のシーズとニーズをマッチングさせ、理研内の新たな研究交流、共同技術開発を促進することによって、理研の総合力を一層発揮させるための場（仕組み）を設ける。

2．募集方法

- （１）募集内容：シーズ（計れる・造れる・できる）及びニーズ（計りたい・造りたい・したい）
- （２）募集方法：全研究所・研究センターの各研究室に募集案内を年１回配布
- （３）応募資格：理研の研究者及び技術者
- （４）応募受付：随時受付

3．理研内への公開方法

- （１）理研所内用ホームページ「サイエンス・カップル」（常設）に掲載
- （２）年１回ポスターセッションを開催（２日間）

4．実績

		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
シーズ	掲載	24	28	39	29
	出展	11	16	17	15
ニーズ	掲載	6	9	15	13
	出展	2	7	10	5
共同研究に至った課題		3	13	15	5

掲載：ホームページへの掲載課題

出展：ポスターセッションへの出展課題

（共同研究実施例）

平成 12 年度に近接場光学顕微鏡を用いて「単一分子の光学物性と力学物性を（同時）測定できる」というシーズ提供を行ったフロンティア研究システムの研究者と脳科学総合研究センターにおいて蛍光タンパク質の研究を行っている研究者が共同研究を実施し、たんぱく質の引っ張り強さなどを調べる基礎技術の開発に成功した。新技術を使えば、たんぱく質の折り畳み構造の各部の強さが推定でき、たんぱく質の機能解明の有力な手がかりが得られる可能性がある。

（2002 年 12 月 24 日付 日経産業新聞掲載）

理研横浜研究所と地元企業との連携について

1．背景

最先端の科学研究には最先端の技術が必要であり、京浜地区の地元企業が有する日本有数の技術を研究現場に活用することにより、研究の一層の推進を図るとともに、横浜研究所への多大な地元支援に対し、何らかの形で地元への還元をしたいとの同研究所ゲノム科学総合研究センター和田所長の提案に基づくもの。

2．経過及び現状

(1) 平成 13 年度は、横浜市内の企業、主に中小企業 (*) とゲノム科学総合研究センターとの間で共同研究等の連携を模索することとし、双方のシーズとニーズのマッチングを図る目的で、企業から自らの独自技術を紹介してもらい、ゲノム科学総合研究センターは最先端の科学研究動向と技術的ニーズや課題を提供するといった交流を行った。(月 1 回程度開催)

(*) 横浜産業振興公社が主体となり、バイオを専門としない中小企業等約 30 社で、横浜バイオ関連産業研究会を構成。

(2) 平成 14 年度からは、対象企業を県内京浜地区に拡大するとともに、試薬・機器とインフォマティクスの 2 分野に分け、理研側も植物科学研究センターを加えて横浜研究所として交流を行っている。

(3) 更に、平成 14 年からは、県の関係機関 (神奈川高度技術支援財団、神奈川中小企業センター、神奈川県産業技術総合研究所) のコーディネートにより、ゲノム科学総合研究センターと同センターの求める技術ニーズに対応可能な県内企業 9 社が交流を行っている。

理研ベンチャー支援制度の概要

1. 理研ベンチャーの定義

職員等自ら研究成果の技術移転を目的として設立した企業であって、研究所が研究成果の普及又は研究活動の活性化に有意義であると認めたもの。

2. 認定の基準

- ・研究成果の普及を主たる事業とし、当該研究成果の迅速な普及又は研究所の研究活動に貢献できる事業計画を有すること。
- ・理研ベンチャー設立時において、申請者が出資していること。
- ・既存企業では困難な実用化を目指していること。
- ・発明者のノウ・ハウ等が実用化に不可欠な技術であること等。

3. 支援措置

(1) 実施許諾における優遇措置

- ・第三者に実施許諾又は使用許諾を行わないこと。
- ・再実施権付実施を認めること。

(2) 共同研究における優遇措置

- ・理研との共同研究に必要なスペース、装置の無償使用を認めること。

(3) 研究施設等の利用における優遇措置

- ・理研内に連絡事務所等を設置し、名刺等に理研の住所を表記することを認めること。(有償)

(4) 兼業及び休職の許可等

- ・理研ベンチャーへの兼業に対し、許可基準の一部緩和。
- ・理研ベンチャーを兼業する場合は、休職を命ずることができること。

4. 認定期間

- ・5年間(ただし必要と認めるときは10年まで延長可能)

5. 解除要件

- ・理研ベンチャーに社会的背信行為、契約違反等があったとき。
- ・理研ベンチャーが実質的に活動を停止したとき等。

6. 協議による解除

- ・株式の店頭公開又は上場を行うに至ったとき等。